

広島県三原市地域おこし協力隊募集要項

(令和8年6月募集)

三原市は、広島県の中央南東部に位置し、瀬戸内海に面した「島あり・街あり・高原あり」の人口約8万5千人のまちです。気候は温暖で、空港、高速道路、新幹線・在来線、港といった陸・海・空の交通機能がそろっていることも強みの一つです。

一方で、近年、人口減少や地域の活力低下といった課題に直面しており、こうした課題を乗り越え、地域資源を活かした持続可能なまちづくりを進めるために、「地域おこし協力隊」として地域に新たな視点と活力をもたらしていただける人を募集します。

市内では、現在9名の隊員が活動しています。

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/21/chiikiokoshi.html>



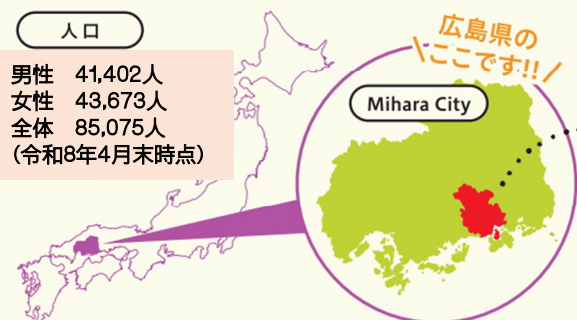
イチオシ！ポイント

- ① 空港や新幹線駅が市内にあり、都市部とのアクセスが良好！
 - ② 海・山・島などの自然環境に恵まれており、穏やかな気候も含めたアクティビティ資源が豊富！
 - ③ 多彩なプロジェクトがあり、自分の得意分野を活かしやすい！
 - ④ 期間中の活動経費や住居の家賃、資格取得費などを補助。兼業・副業も可能！
 - ⑤ 協力隊活動や起業に向けたサポート体制が充実！9名の仲間と連携した活動も可能！
- 3年後の定住に向け、まずは地域に馴染むことから始める段階的な活動バランスを提供します。
外部アドバイザーによるフォローアップで、卒業後の定住に向けた起業・創業支援も行っています。

【協力隊着任後の活動バランス】 ※比率は目安です

	1年目	2年目	3年目
活動 バ ラ ン ス	7 ①地域を知る ・市が指定する活動拠点での活動 ・地域行事や会合等への参加 ・関係団体、個人等とのつながりづくり ・地域資源の把握	1 ①地域を知る	3 ②地域貢献活動
	2 ②地域貢献活動	4 ②地域貢献活動 ・地域行事の支援 ・地域課題解決 ・市からの依頼活動	7 ③起業・就業等定住活動
	1 ③起業・就業等定住活動	5 ③起業・就業等定住活動 ・資格の取得 ・研修会参加 ・先進事例調査 ・協力者の確保 ・資金の確保	

三原市はどこにあるの？



三原市ってどんなところ？



晴天が多く
温暖な気候！

食材が豊富！
(野菜・柑橘・
海の幸など)

新幹線や
飛行機など
交通の利便
性が高い！

1 募集概要

(1) 募集テーマ一覧

- ① 関係人口の創出・移住の促進
- ② デジタル活用の推進及び支援
- ③ 観光振興による観光消費の拡大
- ④ 農業振興（トマト農業研修生）
- ⑤ 「福祉×〇〇」クリエイティブな発想で、地域課題を解決
- ⑥ 障害者就労支援
- ⑦ フリーミッション（提案型）

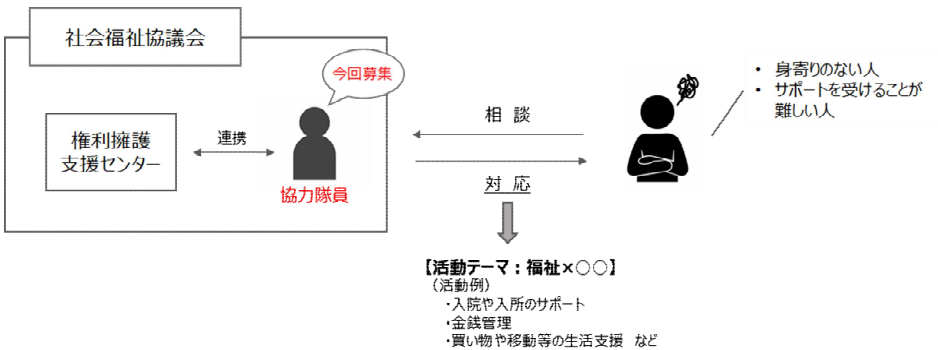
(2) 募集テーマ詳細

テーマ①	関係人口の創出・移住の促進
概要	三原市は総務省のふるさと住民登録制度モデル事業（令和8年度）に採択され、人口減少・高齢化による地域の担い手不足の課題解決に向け、市内の地域課題を掘り起こし、市内外の担い手候補者とマッチングする新たな仕組みの構築に取り組んでいます。この取組を中心に、関係人口の創出や移住の促進につながる取組に携わっていただきます。
求める人材	(1) コミュニケーションを積極的にとり、ともに問題解決が図れるよう関係者と協力しながら活動できる人 (2) 地域の関係者と連携した事業の企画・実施が得意な人 (3) SNS等情報発信が得意な人
活動内容	(1) ふるさと住民登録制度・まちづくりDAO（株）まちづくり三原）の運営充実のための企画、地域課題の掘り起こし、地域課題とふるさと住民をつなぐ活動・情報発信の企画・実施 (2) 移住の促進につながる活動・情報発信の企画・実施 (3) 移住希望者の相談支援サポート など
活動エリア	三原市内
任期終了後のイメージ	移住定住サポート事業者、移住者・関係人口向け体験プログラム提供事業者、地域メディア・地域コミュニティ運営事業者 など
担当課（サポート）	地域企画課

テーマ②	デジタル活用の推進及び支援
概要	三原市デジタルファースト宣言（R2.11）に基づく「地域社会のデジタル化」を推進するため、市内の企業・団体のデジタル化推進、デジタル活用支援のニーズが高い人（高齢者・障害者等）を対象とした市民サービスのデジタル化、市役所内におけるデジタル化・DX支援の取組などの業務に携わっていただきます。
求める人材	(1) 一定のデジタルリテラシーを有する人 (2) 新しい技術やサービスにも積極的にトライする意志をもつ人 (3) 市の課題を自分事として捉えることができる人 (4) 地域課題解決の検証や地域と関わっていく過程で、3年後に自らの生業を創り出せる人
活動内容	(1) 地域課題に対して（主にスタートアップ）事業者から提案を受けた解決策の効果検証支援 (2) 市HP、SNS（LINE、Instagram等）の情報発信内容に対するモニター活動 (3) スマホ教室の運営支援 (4) 市内におけるデジタル化・DX推進のための課題整理・企画・導入等の支援
活動エリア	三原市内
任期終了後のイメージ	地域事業者向けのデジタル支援業、デジタル人材の育成講師、地域のDX推進事業者、地域特化のクリエイティブ制作業 など
担当課 (サポート)	デジタル化戦略課

テーマ③	観光振興による観光消費の拡大
概要	三原市観光ビジョンの目標値である令和 10 年の観光消費額 154 億円（令和 7 年実績：107 億円）の達成に向け、地域 DM0 である(株)空・道・港と連携し、観光コンテンツ及びツアーを企画・造成・実施していただきます。また、海外旅行代理店や関連事業者とのネットワーク構築を進めるとともに、観光コンテンツの販路開拓や市内外の観光関連事業者と連携し、観光に関する勉強会や情報交換の機会づくりにも携わっていただきます。
求める人材	(1) 地域の関係者と積極的に連携し、ネットワークを拡げていく意思がある人 (2) 観光コンテンツの企画・開発に経験や関心がある人 (3) 海外旅行代理店とのネットワーク開拓の経験や関心がある人
活動内容	(1) 地域 DM0 である(株)空・道・港と連携し、「やっさ祭り」・「浮城まつり」等の祭りや、広島空港・佐木島・港湾機能を活用したインバウンド向け観光コンテンツ及びツアーの企画・造成・実施。 (2) 海外旅行代理店や観光関連事業者とのネットワークを構築し、造成した観光コンテンツの販路開拓 (3) 三原市及び周辺地域の観光関連事業者と連携し、観光に関する勉強会や情報交換会の実施 など
活動エリア	三原市内
任期終了後のイメージ	(株)空・道・港など観光関連事業者への就業、ツアー造成活動を生かした起業 など
担当課 (サポート)	観光課

テーマ④	農業振興（トマト農業研修生）
概要	担い手不足が課題となっている地域農業を支えるため、2年間の農業研修に参加し、市内での新規就農をめざしていただきます。 ※活動期間は最長3年間で、2年間の研修への参加を通じて就農の準備を行っていただく流れとなります。 <活動イメージ> The diagram shows a horizontal timeline with four stages: 1年目 (Year 1), 2年目 (Year 2), 3年目 (Year 3), and 4年目～ (Year 4 onwards). Below the timeline, a dashed box labeled '研修に向けた準備' (Preparation for training) covers Year 1 and Year 2. Another dashed box labeled '就農に向けた準備' (Preparation for employment) covers Year 3. The text '農業研修（2年間）' (Agricultural training (2 years)) is centered under Year 2. The text '自立へ' (Towards self-reliance) is under Year 4 onwards.
求める人材	(1) 活動終了後も三原市に定住し、市内で就農することが可能な人 (2) 原則 18 歳以上 40 歳未満の人 (3) 農業経営者をめざす、強い意志のある人 (4) 就農後、夫婦または親子など2名以上の家族労働力が確保できる人 (5) 就農に関して必要な自己資金（概ね 500 万円程度）が準備できる人 (6) 産地の形成や農産物のブランド確立を志す人
活動内容	(1) 全農チャレンジファーム広島・三原農場での研修（2年間） https://www.zennoh.or.jp/hr/challengefarm/ (2) トマト、ほうれんそう、米の栽培技術の習得 (3) 農業経営の基礎的な知識の習得 (4) 就農に向けた取組 など
活動エリア	高坂町（全農チャレンジファーム広島・三原農場）、全農広島県本部、JA ひろしま など
任期終了後のイメージ	市内での新規就農 など
担当課（サポート）	農林水産課

テ ー マ ⑤	「福祉×〇〇」クリエイティブな発想で、地域課題を解決
概 要	地域おこし協力隊として、社会福祉協議会内の権利擁護連携支援センターに所属し、成年後見制度や終活支援などに従事しながら、福祉の取組の向上に向けたネットワーク構築に携わっていただきます。福祉の専門性に加え、外部の視点や柔軟な発想を活かし、福祉課題の解決に向けた仕組みを創出していただきます。 <活動イメージ>  【活動テーマ：福祉×〇〇】 (活動例) ・入院や入所のサポート ・金銭管理 ・買い物や移動等の生活支援 など
求める人材	(1) 相手の思いを丁寧に受け止める傾聴力や共感力がある人 (2) 社会課題を仕組みに変えるクリエイティブな発想力がある人 (3) 関係者をつなぐコーディネート力がある人 (4) 社会福祉士、介護福祉士などの福祉の専門資格を持っている人（必須ではありません） (5) 不動産や金融に関する知識を持っている人
活 動 内 容	(1) 主に成年後見制度の普及支援や終活支援などへの従事を通じた知見の蓄積及び課題把握 (2) 福祉分野に加え、民間（不動産、金融、家財整理等）を含めた支援のネットワーク構築 (3) 本市の実態に即したクリエイティブな仕組みの創出 (4) 住民に対する啓発 など
活 動 エ リ ア	三原市内
任期終了後のイメージ	・社会福祉協議会への就業 権利擁護や終活支援の専門性を活かした業務 ・関連法人等への就業 福祉関係法人、司法書士・行政書士などの士業事務所、不動産業界など協力隊活動で培ったネットワークや知識を活かせる分野での就業 ・地域での起業 終活コンサルタント、家財整理業、法人後見受任組織など、地域のニーズに応えるサービスでの起業 など
担 当 課 (サポ ー ト)	社会福祉課

テーマ⑥	障害者就労支援
概要	「福祉×産業×地域振興」を軸とした、障害者就労支援事業所と多様な地域資源が連携し、新たな商品やサービスを開発・発信する業務に携わっていただきます。
求める人材	(1) 地域産業、ものづくり、伝統文化、農林水産分野のいずれかに関心・意欲がある人 (2) 障害のある人とともに働くこと、共に価値を生み出すことに理解と意欲がある人 (3) 事業所職員、事業者、作家、職人、行政など、多様な関係者と円滑にコミュニケーションが取れる人 (4) 自ら課題を見つけ、アイデアを形にする企画力・行動力を有する人 (5) 商品開発、デザイン、販売、マーケティング、コーディネート業務等の経験があれば、なお望ましい
活動内容	(1) 障害者就労支援事業所と地域産業・伝統工芸事業者等とのマッチング・関係づくり (2) 障害者就労支援事業所が担える作業工程や業務内容の掘り起こし・整理 (3) 地域資源を活用した新たな商品の企画・開発（例：加工品、工芸品、ノベルティ等） (4) 将来的な継続事業化・自走化に向けた仕組みづくりの検討
活動エリア	三原市内
任期終了後のイメージ	障害者支援事業所への就職、障害者と地域をつなぐ中間支援事業者、当事者や家族向けの相談支援業、地域福祉イベント・研修の企画運営事業者 など
担当課 (サポート)	障害者福祉課

テーマ⑦	フリーミッション（提案型）
概要	過疎化が進む中山間地域において、ご自身が考える地域課題解決・地域活性化につながるための活動を提案していただき、三原市及び受入地域との合意を経て活動に携わっていただきます。
求める人材	(1) 地域住民と交流し意欲的に取り組める人 (2) 地域活動に積極的に参加できる人 (3) 課題発見と改善・解決へ向けた活動をしてみたい人 (4) 三原市で起業・就職をめざしたい人 (5) ご自身のキャリアを活かし、積極的な実践を通じて、目的・目標に向けて挑戦したい人
活動内容	(1) 提案に基づいた地域課題解決業務 (2) 地域おこし協力隊任期終了後、自立・起業につながる業務
提案を受けたい活動例	隊員に取り組んで欲しい内容（地域アンケートの結果） (1) 地域行事の支援、地域施設の運営補助 (2) 地域の魅力PR、地域製品の生産・加工・開発 (3) 都市部からの移住・交流促進 (4) 子どもとの交流活動 (5) 環境保全、自然保護、鳥獣被害対策 (6) 広島空港を活かした活動 (7) 観光資源の企画・開発 など ※上記はあくまでも例示です。地域課題解決・地域活性化につながると考える活動を提案してください。
活動エリア	地域や活動団体等とマッチングの上、活動エリアを決定します。 協力隊の受入を希望している地域は次のとおりです。 里山エリア …中心市街地から車で約30～40分。山川田園と自然に囲まれた環境。広島空港も近い場所です。 ・三原市高坂町 ・三原市本郷町（北方） ・三原市久井町（江木、泉、坂井原など） ・三原市大和町（福田、和木など） ※上記はあくまでも例です。活動内容や希望等を踏まえて、活動エリアを決定していきます。
担当課 （サポート）	地域企画課

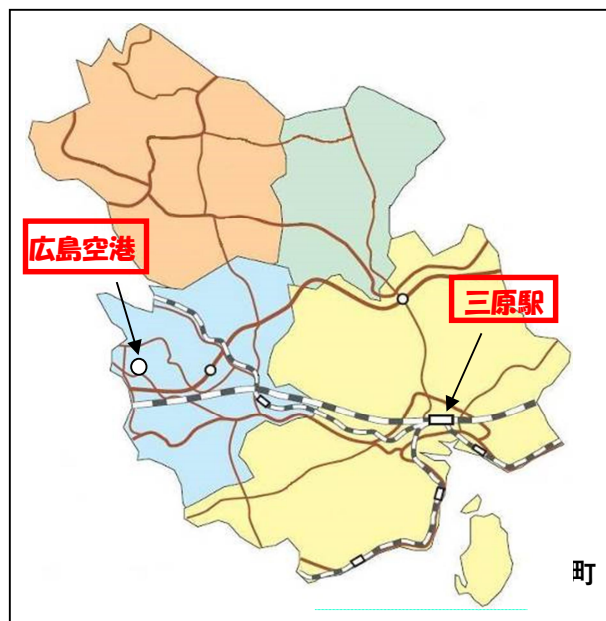
(3) 共通の活動内容

共通の活動内容として、次の活動も行っています。

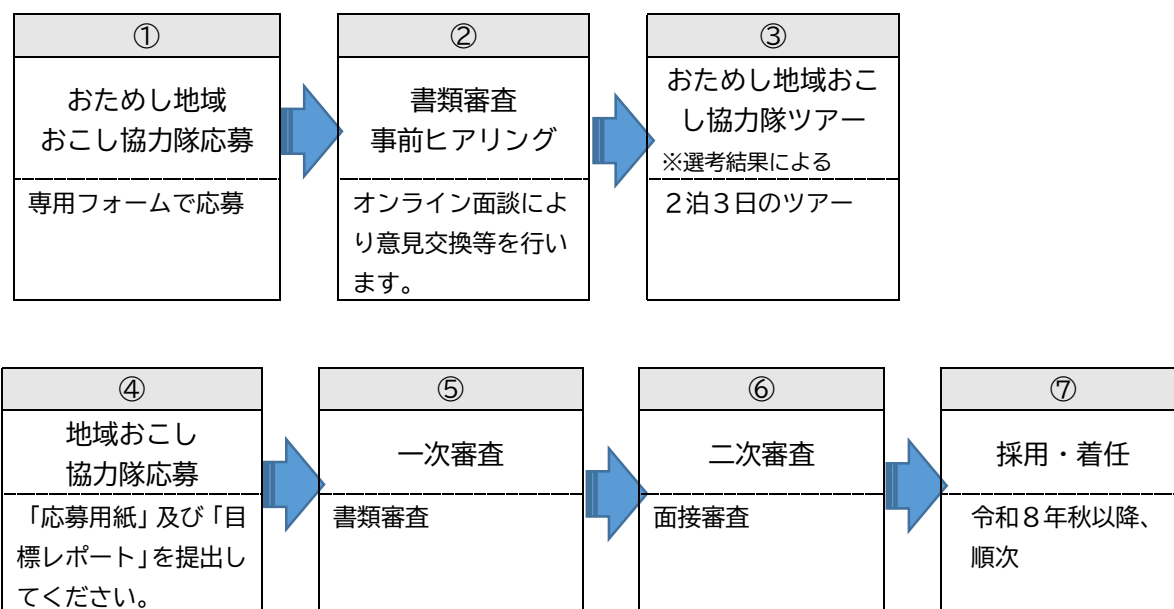
- ア 他の市内地域おこし協力隊員及び地域支援員（地域活動の推進役となる人材）と連携した地域活動、市からの依頼事項への協力（月1回の定例会議等定期的な会議への出席を含む）
- イ 地域おこし協力隊OB・OGとの連携
- ウ SNS等を活用した協力隊活動状況の発信

(4) 募集人数

5名程度



2 着任までの流れ



3 応募条件

- (1) 地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たしており、隊員に決定後、生活の拠点と住民票を三原市に移すことができる方、または本市以外で地域おこし協力隊員として同一地域における活動が2年以上かつ、解嘱から1年以内の人
※条件に適合するかどうかは国の地域要件確認表で確認いただくか、お問い合わせください。
(総務省HP) https://www.soumu.go.jp/main_content/000862230.pdf
- (2) 三原市に定住及び定着する意思のある人
- (3) 地域おこし活動に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動ができる人
- (4) 普通自動車運転免許を持ち、活動中に自家用車等を運転して移動できる人
- (5) パソコンの操作（文書作成・表計算、SNSでの情報発信）ができる人
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (7) 「おためし地域おこし協力隊」に応募し市の書類審査・事前ヒアリングを受けた人



4 活動開始

最短で令和8年秋以降の着任を予定しています。状況に応じて柔軟に対応します。活動期間は年度ごととし、最長3年まで延長することができます。

5 活動形態

- (1) 活動日 月～金曜日（祝日は除きます）
- (2) 活動日数 月20日以上
- (3) 活動時間 1日につき7時間45分
- (4) 休日 土・日曜日、祝日、年末年始を原則
※都合で休日等時間外勤務の場合は振替となります。テレワークは応相談。

6 住居

原則、住まいは活動エリア内の賃貸住宅等になります。

7 謝金

月額 291,000 円（活動日が月20日未満の場合は、日額 14,550 円を支給）
住宅手当 上限 40,000 円／月
※所得税源泉徴収後の金額を振り込みます（月額乙欄）。

8 待遇

- (1) 三原市との雇用契約はありません（委託型）。
※雇用保険には加入しません。健康保険、年金等のご自身で加入をお願いします。
- (2) 市が認める活動経費は予算の範囲内で補助金を交付します。
※補助金は、年間200万円を上限に、住宅手当を差し引いた差額を交付します。
補助金の主な対象経費
ア 活動用の車両借上料
イ 傷害保険料
ウ 視察や研修等に伴う旅費
エ 研修等への参加負担金
オ 起業、定住のための資格等取得費など
- (3) 起業支援補助金（活動期間中1回に限り、上記(2)に加えて活用できます）
市が認める起業に係る経費について、予算の範囲内で補助金（上限100万円）を交付します。
※着任後2年目から退任後3年以内の期間に活用できます。
- (4) その他
活動に必要な移動手段（自動車等）は各自で用意していただきます。

9 応募方法

次の書類を申し込み・問い合わせ先まで送付してください。

- (1) 「三原市地域おこし協力隊応募用紙」（様式あり）
- (2) 「三原市地域おこし協力隊活動目標レポート」（様式あり）
※内容については、本募集要項に記載の「1（1）募集テーマ等」を踏まえ、取り組みたいことや目標にしたいことを記入してください。
- (3) 履歴書（学歴などの履歴を記入したもの。市販のもので可）
- (4) 住民票（募集開始日以降のもの）
- (5) 市区町村税の納税証明書（滞納のない旨の証明書）※令和8年度（令和7年）分
- (6) 普通自動車運転免許証の写し

10 応募受付期限

「おためし地域おこし協力隊」に応募し市の書類審査・事前ヒアリングを受けられた方に、別途ご案内します。

11 選考方法

(1) 第1次（書類審査）

- ・提出いただいた「三原市地域おこし協力隊応募用紙」及び「三原市地域おこし協力隊活動目標レポート」等をもとに、書類選考を実施します。

(2) 第2次（面接審査）

- ・第1次審査合格者を対象に、面接審査を実施します。また、面接審査と同じ日に、活動予定地域の見学及び受入関係者との面談等を行う場合があります。
 - 午前：活動地域の見学及び受入関係者との面談
 - 午後：面接審査（個別面接を予定）
- ・交通費及び宿泊費は自己負担となります。

12 申し込み・問い合わせ先

三原市 地域企画課 地域おこし協力隊担当 宛

住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電 話：0848-67-6011

メール：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者